

自転車等放置禁止区域の指定について

○自転車等放置禁止区域の指定について

平成23年7月26日

告示第133号

茅ヶ崎市自転車等の放置防止に関する条例(平成3年茅ヶ崎市条例第2号)第8条第1項の規定により自転車等放置禁止区域を次のとおり指定し、同条第3項の規定により告示します。

1 自転車等放置禁止区域の区域名及び区域図

香川駅周辺自転車等放置禁止区域(別紙区域図のとおり)

2 自転車等放置禁止区域指定の年月日

平成23年8月1日

3 放置された自転車等に対する措置

(1) 次の場所に移動し保管します。

西久保臨時放置自転車等保管場所

茅ヶ崎市西久保2009番地1

電話 0467(57)6432

(2) 保管する期間は、2箇月間とします。

(3) 保管する期間を経過しても引き取られない自転車等は、処分します。

